

社会福祉法人高槻市社会福祉協議会善意銀行預託金払い出し事業選考基準内規

1 対象団体

善意銀行の趣旨を理解し、かつ社会福祉協議会の活動に賛同し協力する高槻市内に活動拠点を置く団体（法人格の有無は問わないが、団体の規約等を備えていること。）で次の各号の1に該当するもの

- ①社会福祉法第2条第2項及び第3項に規定する第1種・第2種社会福祉事業を行う団体
- ②本協議会及び本協議会地区福祉委員会等の関係団体
- ③本協議会が認める福祉団体、ボランティア・市民活動団体及び社会福祉施設を運営する団体
- ④その他、本協議会会長が必要と認める事業を行う団体

ただし、次に該当するものは対象外とする。

- ①営利活動を目的としている団体
- ②宗教活動や政治活動を目的としていると認められる団体
- ③本善意銀行からの預託金の払い出しを過去2年以内に受けている団体（本協議会は適用外とする。）

2 対象事業

- ①他の施設、団体の模範となる先駆的、開拓的な事業
- ②住民の身近な地域での福祉活動としての事業
- ③時代に即応した社会的課題の解決につながる事業
- ④申請できるのは、1団体1事業とする。（本協議会は適用外とする。）
- ⑤高槻市民を対象に、市内で行う非営利な事業
- ⑥（特定の）個人のみを対象としていない事業
- ⑦個人への給付を主たる目的としていない事業
- ⑧行政などの団体（高槻市、大阪府、大阪府社会福祉協議会、共同募金配分金など）から補助又は委託の対象となっていない事業
- ⑨宗教的、政治的な教義、主義の教化、喧伝が推測されない事業
- ⑩本協議会の他の基金（福祉基金、障害者福祉基金、交通遺児育成基金、子ども育成基金、ボランティア基金）の運用から生じる収益が充てられていない事業（本協議会は適用外とする。）
- ⑪団体等の通常の事業運営費を補てんする事業でないこと
- ⑫当該年度内に事業が実施され、完了する事業
- ⑬その他本協議会会長が適当と認める事業

3 対象経費

- ① 事業費（飲食料（生活困窮者に対する事業は除く）、交通費などの個人的給付、人件費、光熱水費などの経常的経費は除く）社会福祉の啓発・研修事業、実践事業、協働事業

例：講演会、演奏会、福祉サービス事業、資料編纂、冊子発行、子どもの居場所づくり事業など

②備品等新規購入、更新費

5年程度以上の継続した利用が可能なものとする。

なお、購入、更新に伴う税、保険料等の諸経費（消費税は除く。）は対象外。

対象外となる諸経費については、その都度検討する。

例：車両購入、図書類、遊具類、リハビリ器具、厨房器具、その他事業活動に必要な機械、道具類など

③先駆的・開拓的事業で他の施設、団体、地域の模範となるもの、時代に即応した社会的課題の解決につながるもの、住民の身近な地域での福祉活動など本協議会会長が必要と認める事業の経費

*個々の対象経費はその都度精査する。

4 預託金払い出しの限度額

① 単年度預託金払い出しの予算は前年度（単年度）の善意銀行預託金（寄付金）総額以下とする。ただし、その総額が300万円以下のときは、300万円を予算額とする。

② 単年度の預託金払い出し予算の1/3の金額については、本協議会が実施する事業に払い出しすることができるものとし、別途善意銀行等管理運営委員会に報告するものとする。

③ 単年度の払出件数は、本協議会への払出件数を除き、概ね5件以内とする。ただし、応募件数、払出予定総額を勘案して柔軟に対応する。

④ 要綱第5条の但し書きの払出限度額、対象事業経費の払出比率を変更できる場合の例示

- ・急激な物価上昇など経済状況が激変したとき
- ・協議会会長が止むを得ないと認める理由で、事業内容、仕様内容を大幅に変更したとき
- ・低額（10万円程度以下）の預託金の払い出しで、本協議会会長が必要と認めたとき
- ・その他、本協議会会長が特に必要と認めるとき

5 その他

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

この内規は、平成28年8月15日から施行する。

この内規は、令和4年7月5日から施行する。